

曳船料金

平成 30 年 5 月 21 日

清水港

清水埠頭株式会社

東海曳船株式会社

春海曳船株式会社

駿河湾曳船株式会社

1 基本料金

(単位 円)

曳船		基本料金 (1 隻 1 時間まで)					
船名	定格 馬力数	総トン数	総トン数	総トン数	総トン数	総トン数	総トン数
		4,000 トン 未満	4,000 トン以上 6,000 トン未満	6,000 トン以上 10,000 トン未満	10,000 トン以上 15,000 トン未満	15,000 トン以上 30,000 トン未満	30,000 トン 以上
富嶽丸	3,800	74,300			100,600	125,900	126,900
天城丸	3,600	74,300			100,600	125,900	126,900
宝永丸	3,600	74,300			100,600	125,900	126,900
みほ丸	3,600	74,300			100,600	125,900	126,900
やまと	3,600	74,300			100,600	125,900	126,900
興津丸	3,000	53,300	64,900	70,700	94,300	118,100	119,100
清見丸	2,400	43,100	62,100	68,300	89,100	99,100	99,900

2 回航料金

(1) 清水港から田子の浦港に回航して作業する場合の回航料金

曳船	基本料金 (1 時間まで)	摘要
富嶽丸 天城丸 宝永丸 みほ丸 やまと	59,900 円	
興津丸	56,900 円	総トン数 4,000 トン以上の本船の場合 (総トン数 4,000 トン未満の場合は、 曳船基本料金どおり)

(2) 清水港から御前崎港に回航して作業する場合の回航料金

曳船	基本料金（1回航まで）	摘要
富嶽丸 天城丸 宝永丸 みほ丸 やまと 興津丸	330,000 円	各種割増料金の適用はありません。

(3) 田子の浦港から清水港に回航して作業する場合の回航料金

曳船	基本料金（1時間まで）	摘要
清見丸	48,400 円	総トン数 4,000 トン以上の本船の場合 （総トン数 4,000 トン未満の場合は、 曳船基本料金どおり）

3 料金計算方法

- イ 料金計算方法は使用時間により計算します。使用時間とは曳船が基地から作業場所まで往復に要する時間を含むものとします。
- ロ 最初の1時間を超過した30分またはその端数ごとに基本料金の半額を加算します。ただし、最初の1時間未満は1時間として計算します。
- ハ 本船側の都合により作業待ちを生じた場合も実働時間として加算します。
- ニ 曳船出動後、作業をキャンセルした場合は、実働時間として計算します。

4 割増料金

種別	内容	割増率
時間外割増	05時から08時まで	基本料金の5割増
	17時から22時まで	基本料金の5割増
	22時から05時まで	基本料金の10割増
日曜日・祝日 特定休日割増 (振替休日を含む)	05時から08時まで	基本料金の8割増
	08時から17時まで	基本料金の4割増
	17時から22時まで	基本料金の8割増
	22時から05時まで	基本料金の13割増
荒天作業割増	海上風速 15m/s 以上の場合 (気象台表示風速の3割増を海上風速とする)	基本料金の5割増
デッドシップ割増(機関 使用不可能船)	港内作業	基本料金の5割増
	港外作業に伴う場合	基本料金の10割増

※ 特定休日…年末年始（12月30日～1月3日）

※ 日曜日と祝日及び国民の休日が重なったときは翌日を休日とする。

5 燃料油価格調整金（BAF）

A重油RIM価格（kℓ当たり）	作業1時間当たりの調整金
40,000円未満	適用しません
40,000円～59,999円	5,000円
60,000円～79,999円	7,500円
80,000円～120,000円	10,000円
120,001円～140,000円	12,500円
140,001円～	別途協議といたします

（適用条件）

- ・本料金は全て船型（総トン数）に適用します。
- ・最初の作業1時間未満は1時間として計算し、最初の1時間を超過した場合には、30分毎に基本額の半額分を加算します。
- ・本料金は、割増料金（時間外割増等）及び回航料金への適用を除外します。
- ・本料金の見直しは、毎年1月1日、4月1日、7月1日、10月1日に行い、実施月から3ヶ月間は見直し料金を固定とします。
- ・基準とするA重油のRIM価格は、見直し実施前々月を含む過去3ヶ月間の月間平均値を採用し、調整料金を決定します。
- ・基準とするA重油RIM価格は、陸上RIM+6円/ℓとします。

7 その他

上記以外の特種作業の場合は、その都度実作業の実態に即応し、船会社または代理店と協議の上、決定します。

8 消費税及び地方消費税の料金への加算

- （1）料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。ただし、免税となる取引には適用しません。
- （2）上記により算出された金額に1円未満の端数が生じたときは切捨。